

【重要事項説明書 別紙】

□利用料その他の費用の額、お支払い方法等

(令和8年8月1日 版)

ここでは、重要事項説明書の「3. 提供するサービスの内容及び費用について (3) 利用料その他の費用の額、お支払方法等」を記載しています。

入所費用は、介護保険の対象地となるサービス利用料金+食事・居住費+日常生活に係る費用(概算)が必要になります。

(表は、ご利用料金の概算です。1単位を10.14円で計算しています。)

1. 介護サービス利用料金(介護保険対象)

(1) 基本料金(1日につき)・・・①

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	589	5,972円	597円	1,194円	1,791円
要介護2	659	6,682円	668円	1,336円	2,004円
要介護3	732	7,422円	742円	1,484円	2,226円
要介護4	802	8,132円	813円	1,626円	2,439円
要介護5	871	8,831円	883円	1,766円	2,649円

(2) 加算料金

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
②日常生活継続支援加算	36	365円	36円	73円	109円	1日につき
③若年性認知症入所者受入加算	120	1,216円	121円	243円	364円	1日につき
④看護体制加算Ⅰ	6	60円	6円	12円	18円	1日につき
看護体制加算Ⅱ	13	131円	13円	26円	39円	
⑤夜勤職員配置加算	22-28	223-283円	22-28円	44-56円	66-84円	1日につき
⑥外泊時費用	246	2,494円	249円	498円	748円	1日につき
⑦初期加算	30	304円	30円	60円	91円	1日につき
⑧再入所時栄養連携加算	200	2,028円	202円	405円	608円	1回につき
⑨退所時等相談援助加算	400-500	4,056-5,070円	405-507円	811-1,014円	1,216-1,521円	1回につき
⑩退所時情報提供加算	250	2,535円	253円	507円	760円	1回につき
⑪退所時栄養情報連携加算	70	709円	70円	141円	212円	1回につき
⑫協力医療機関連携加算	5-100	50-1,014円	5-101円	10-202円	15-304円	1月につき
⑬栄養マネジメント強化加算	11	111円	11円	22円	33円	1日につき
⑭経口移行加算	28	283円	28円	56円	84円	1日につき
⑮経口維持加算	100-400	1,014-4,056円	101-405円	202-811円	304-1,216円	1月につき
⑯口腔衛生管理加算	90-110	912-1,115円	91-111円	182-223円	273-334円	1月につき
⑰療養食加算	6	60円	6円	12円	18円	1回につき

⑱看取り介護加算Ⅰ						
死亡日以前31～45日	72	730 円	73 円	146 円	219 円	1 日につき
〃 4～30日	144	1,460 円	146 円	292 円	438 円	
〃 以前2～3日	680	6,895 円	689 円	1,379 円	2,068 円	
死亡日	1280	12,979 円	1,297 円	2,595 円	3,893 円	
⑲生活機能向上連携加算	100-200	1,014-2,028 円	101-202 円	202-405 円	304-608 円	1 月につき
⑳個別機能訓練加算Ⅰ	12	121 円	12 円	24 円	36 円	1 日につき
個別機能訓練加算Ⅱ・Ⅲ	20	202 円	20 円	40 円	60 円	1 月につき
㉑ADL維持等加算	30-60	304-608 円	30-60 円	60-121 円	91-182 円	1 月につき
㉒褥瘡マネジメント加算	3-13	30-131 円	3-13 円	6-26 円	9-39 円	1 月につき
㉓排せつ支援加算	10-20	101-202 円	10-20 円	20-40 円	30-60 円	1 月につき
㉔自立支援促進加算	280	2,839 円	283 円	567 円	851 円	1 月につき
㉕科学的介護推進体制加算	50	507 円	50 円	101 円	152 円	1 月につき
㉖安全対策体制加算	20	202 円	20 円	40 円	60 円	入所時1回
㉗高齢者施設等感染対策向上加算	5-10	50-101 円	5-10 円	10-20 円	15-30 円	1 月につき
㉘新興感染症等施設療養費	240	2,433 円	243 円	486 円	729 円	1 日につき
㉙生産性向上推進体制加算	10-100	101-1,014 円	10-101 円	20-202 円	30-304 円	1 月につき
㉚サービス提供体制強化加算	6-22	60-223 円	6-22 円	12-44 円	18-66 円	1 日につき
※㉛介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	17.6%	円	円	円	円	1 月につき

※㉛介護職員等処遇改善加算Ⅰは、（１）基本料金①及び上記加算料金②～㉚のうち該当するサービス費の1月の合計金額に、17.6%を乗じて算定します。

加 算 名	加算の説明内容（概要）
②日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の者等を積極的に受入れ、介護福祉士を手厚く配置し、質の高い施設サービスを提供した場合に算定します。
③若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症（40歳～64歳）の利用者を対象に施設サービスを行った場合に算定します。
④看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	看護職員の体制について、手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
⑤夜勤職員配置加算	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
⑥外泊時費用	病院等へ入院を要する場合、又は居宅での外泊を施設が認めた場合、1カ月に6日を限度に基本料金に代えて算定します。
⑦初期加算	入所した日又は30日を超える病院等の入院後施設に再入所した場合、30日以内の期間について算定します。
⑧再入所時栄養連携加算	入所者が病院等に入院後、再度当施設に入所する際、施設の栄養士が入院先の栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合に算定します。
⑨退所時等相談援助加算	入所者の入退所の前後に、入所者の利用するサービスの調整や、必要な情報を居宅介護事業者などに提供した場合に算定します。

⑩退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して、入所者等の同意を得て、当該入所者の心身の状況等の情報提供を行った場合に1回に限り算定します。
⑪退所時栄養情報連携加算	入所者が他の介護保険施設や医療機関等へ退所する場合、栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、管理栄養士から情報提供を行った場合に算定します。
⑫協力医療機関連携加算	入所者等の病状が急変した場合等に対応するため、協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に加算します。
⑬栄養マネジメント強化加算	利用者ごとに栄養ケア計画書を作成し、栄養管理をした場合に算定します。
⑭経口移行加算	入所者に再度、口で食事をとってもらえるように、医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、これに基づき栄養士等による支援が行われた場合に算定します。
⑮経口維持加算	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に、医師の指示に基づき経口維持計画を作成し栄養士が栄養管理を行っている場合に算定します。
⑯口腔衛生管理加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアの技術的助言や指導を行った場合に算定します。
⑰療養食加算	医師の食事せんに基づき療養食を提供した場合及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。（1日につき3回を限度）
⑱看取り介護加算Ⅰ	医師が回復の見込みがないと診断した入所者に、多職種共同で介護計画を作成し、入所者等の同意のもと、その人らしい最期を迎えられるよう支援をした場合に算定します。
⑲生活機能向上連携加算	外部のリハビリテーション専門職が、機能訓練について職員に、計画作成の助言と、これに沿った機能訓練を提供した場合に算定します。
⑳個別機能訓練加算	多職種共同で訓練計画を作成し、計画的に個別機能訓練を実施している場合に算定します。
㉑ADL維持等加算	入所者が、ADL（日常生活動作）の維持又は改善した度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。
㉒褥瘡マネジメント加算	入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、ケア計画を作成、褥瘡管理とその記録をしている場合に算定します。
㉓排せつ支援加算	排せつに介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し、実施した場合に算定します。
㉔自立支援促進加算	医師の医学的評価をもとに自立支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定します。
㉕科学的介護推進体制加算	基本的な情報（ADL等）を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。
㉖安全対策体制加算	事故発生又は再発防止のため必要な措置を講じ、担当者が外部研修を受講し、組織的な安全対策体制が整備されている場合に算定します。
㉗高齢者施設等感染対策向上加算	施設内で感染者が発生した場合に、医療機関との連携のうえで、感染者の療養を行うことや、他の入所者への感染拡大を防止することを評価する加算です。
㉘新興感染症等施設療養費	入所者等が国が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療等を行う医療機関を確保し、且つ適切な感染対策を行ったうえで該当する介護サービスを行った場合に算定します。
㉙生産性向上推進体制加算	介護現場で生産性を向上させるため、介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、継続して業務改善を行ったことを評価する加算です。
㉚サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。
※㉛介護職員等処遇改善加算（ⅠⅡ）	介護職員の処遇改善や資質の向上を支援する取り組みを行った場合に算定します。

2. 介護サービス利用料金（介護保険対象外）

（1）食費・居住費（個室）

入所者	居住費（滞在費）	食費	合計
負担段階	負担限度額	負担限度額	入所者負担額
第1段階	380円／日	300円／日	680円／日
第2段階	480円／日	390円／日	870円／日
第3段階①	880円／日	680円／日	1,560円／日
第3段階②	980円／日	1,420円／日	2,400円／日
第4段階	1,231円／日	1,650円／日	2,881円／日

（2）食費・居住費（多床室）

入所者	居住費（滞在費）	食費	合計
負担段階	負担限度額	負担限度額	入所者負担額
第1段階	0円／日	300円／日	300円／日
第2段階	430円／日	390円／日	820円／日
第3段階①	430円／日	680円／日	1,110円／日
第3段階②	530円／日	1,420円／日	1,950円／日
第4段階	915円／日	1,650円／日	2,565円／日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、同意を得たうえで、短期入所生活介護等に利用する場合は、入所者から居住費をいただきません。

※ 入院又は外泊される場合、1カ月に6日を限度に基本料金に代えて外泊時費用（246単位）を算定します。また、入院期間中は入院時荷物保管料（次表③）をいただきます。

（3）その他の日常生活費

以下のサービスは、入所者または家族の希望によるもので、別に費用がかかります。

項 目	金 額（円）	備 考（内容）
① 金銭管理サービス	1月につき 2,000	同意のうえ当施設で作成した通帳のみ
② 貴重品管理サービス	1月につき 1,500	B5判の封筒1袋、施設利用に関するもの
	1回につき 1,500	銀行等の貸金庫の出し入れ
③ 入院時荷物保管料	1日につき 320	入院日数で算定します
④ 個人の電気製品の電気代	1日につき 50	テレビ等、1台につき
⑤ テレビリース料	1月につき 1,000	1月に満たない場合は日割計算します
⑥ 日用必需品	1月につき 1,000	ティッシュペーパー、おしぼり、石けん、シャンプー、化粧水 等 1月に満たない場合は日割計算します

⑦ 口腔用品				
歯ブラシ	1個につき	150	要 ・ 不要	
舌ブラシ	1個につき	200～700		
スポンジブラシ	1個につき	40		
義歯ブラシ	1個につき	150		
義歯安定剤	1回につき	30		
義歯洗浄剤	1個につき	10		
義歯ケース	1個につき	実費		
⑧ 嗜好品等				
喫茶（おやつ込み）	1個につき	120	要 ・ 不要	
おやつ（喫茶を除く）	1日につき	100	要 ・ 不要	

（４）利用時に都度請求させていただくもの

項 目		金 額（円）		備 考（内容）
①	クラブ活動費			
	参加費	1回につき	400	
	おやつのみ	1回につき	200	喫茶を除きます。
②	朝食トッピング代	1日につき	10	
③	補助食品	1個につき	実費	
④	※理容・美容代	1回につき	1,700	毎月 ・ ヶ月に1回
⑤	写真代	1枚につき	50	要 ・ 不要
⑥	アルバム代	1冊につき	180	要 ・ 不要（請求時に送付）
⑦	コピー代	1枚につき	10	
⑧	電池	1個につき	50・120	50円（単3・4）、120円（単1・2）
⑨	外出・外泊時のおむつ代	1袋につき	実費	
⑩	日常生活品購入代行費	1品につき	商品代の10%	
⑪	医療機関受診費用	交通費	150円/1km	公用車を使用の場合の車輛費
			実費	救急搬送時に職員が帰園する交通費
		付添費	3,000円/時間	職員が付き添い費用（入院に係る手続きは、職員は行いません）

（５）個別特殊介護用品

項 目		金 額（円）		備 考（内容）
① エアーマット	1ヶ月につき	1,000	入所者の状況に応じて、職員が必要と判断した場合で利用者本人やそのご家族の要望により対応	
② 吸引機	1ヶ月につき	1,000		
③ リクライニング車椅子	1ヶ月につき	3,000		

※④理容・美容は、理髪店の出張によるサービスになります。

※(3)日常生活費、(4)都度請求の単価は、社会情勢により若干変更することがあります。

※ 上記のご利用の際は、事前にご相談ください。

3. 料金及び内容の変更

この「重要事項説明書別紙」は、介護保険法令その他諸法令に基づき作成しています。
よって、これらの諸法令等が改正されると、その都料金を変更します。
料金及び内容を変更した場合は、改正後の「重要事項説明書別紙」により説明します。

4. 利用料等のお支払い方法及び手続きの流れ

入所者の施設利用料金は、1カ月ごとに計算します。

【契約後（入所時）】																				
☐ 「預金口座振替依頼書」の提出																				
必要記載事項																				
①契約者(入所者・口座開設者)の氏名、住所、電話番号																				
②取扱い金融機関名(支店名)、口座番号、届出印の押印																				
☐ 「請求書等送付先確認書」の提出																				
必要記載事項 (送付先)	住所	〒 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> - <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																		
氏名																				
※請求書のほか、入所者宛の郵便物、施設が発行する機関誌、お知らせ等も同封する場合があります。																				
【入所後利用月の翌月請求・支払い】																				
☐ 利用料の計算																				
ご利用された月ごとに、介護保険対象サービス料金、その他の費用などサービス提供ごとに計算し、合計金額により請求します。																				
☐ 利用料の請求																				
請求書(利用明細を含む)を添えて、利用月の翌月20日までに郵送します。																				
☐ 利用料の支払い																				
利用月の翌月27日までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。																				
①施設者指定口座への振り込み(振込手数料は、支払者負担)																				
②入所者指定口座から毎月27日に自動振替(振替手数料は、事業者負担) (振替日が土・日曜日又は祝祭日の場合は、翌営業日が振替日になります。)																				
③現金による支払い																				
※必ず、お支払い額を確認をしてください。お支払いいただきましたら領収書を発行します。領収書は、大切に保管してください。																				
ア.医療費控除の還付請求の際に必要な場合があります。																				
イ.領収書の再発行には、1枚につき100円発行手数料がかかります。																				
※お支払いについて、正当な理由なく、支払期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがなされない場合は、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただきます。																				
※介護度が確定していない場合は、請求が1カ月遅れになるため、確定後、翌月分と合わせて2カ月分の請求書を一緒に送付します。また「預金口座振替依頼書」の提出が遅れた場合は、振込みか現金払いになります。																				
※入所者がお亡くなりになられた場合、翌月の請求を遅らせる場合があります。																				
指定	金融機関	南都銀行 榛原支店(なんと銀行はいばら支店)		店番																
金融	口座番号	普通 0349457																		
機関	口座名義	社会福祉法人 徳成会(とくせいかい) 理事長 森家 誠(もりやまこと)																		